

第13講

著作権の概要

目次

- 著作権とは
- 著作権の目的
- 著作権の発生と消滅
- 著作権の侵害
- 著作権の保護方法
- ライセンス契約について
- フリーソフトについて

著作権とは

著作権は、**知的財産権**のひとつである。

創作した人が自分の**著作物**(文章・音楽・絵等)を
守るための権利

創作した**著作物**を無断でコピー・インターネットで
利用されない権利

著作権の目的

- 著作者がもつ権利を保護するとともに、著作物の公正な利用を確保することで、文化の発展に貢献すること
- 個人の利益だけでなく社会全体の文化的成長にも貢献する
- 他人による無断使用を防ぐことで創作意欲を守り、新たな文化や知識の発展を促す

著作権の発生と消滅

発生

- 著作物を創作したときに自動で著作権が発生する⇒無方式主義
- 発表の有無関係なく成立する

消滅

- 著作者の死後70年で消滅
映画の場合：公表後70年
- 著作権が消滅した作品はパブリックドメインとなり、自由に利用可能になる

著作権の侵害

著作権侵害⇒著作権者の許可なく著作物を使用すること
著作物である・許可を得ていない・私的利用の範囲を超えている

具体的な侵害例

- 他人の著作物を無断転載・無断使用する
- 映画や漫画をネットにアップロード・共有
- 小説や論文などを一部引用ではなくそのままコピー
- キャラクターやロゴを使った無許可のグッズ販売

著作権の保護方法

- 著作権の存在を示す

例：作品に著作権表示を付ける・作者名, 作成日の明記

- 創作の証拠を残す

例：ファイルの作成日や更新履歴, タイムプラスなどを保存

- 利用条件を明確にする

例：無断転載禁止・商用利用不可

- 著作権侵害を見つけた時の対応準備

例：スクリーンショットなどの記録・SNSでの通報・削除申請

ライセンス契約について

ライセンス契約とは

著作権を保持したまま、他人に使用許可する契約

⇒使用可能で、権利は譲らない という取り決め

契約例

イラスト・写真・音楽などの商用利用許可
企業とのデザイン委託・一時利用契約

ライセンス契約について

- 許可の範囲…使用方法・期間・地域・商用利用の可否
- 独占か非独占か
 - 独占ライセンス：他の人には使わせない
 - 非独占ライセンス：他の人も同じように使える
- 使用料（ロイヤリティ）…支払方法, 条件の明示
- クレジット表記や改変の可否…作者明の明記, 作品の改変
- 契約終了や違反時の対応…期限後の扱い, 違反時の責任

フリーソフトについて

フリーソフトとは

無料で利用できるソフトウェア

無料＝自由に何をしてもいいわけではない

フリーソフトの特徴

- 誰でも無料でダウンロード・使用できる
- 著作権は開発者にあり、勝手に改変・再配布するのは禁止されていることが多い

フリーソフトについて

フリーソフトのライセンス条件例

- 個人利用は可能／商用利用は不可
- 改変・再配布は禁止
- 転載時には著作者の許可が必要
- 利用時に著作権表示維持が必要

利用時には、ライセンス条件を読み、利用の範囲内か確認する必要がある

出典

- <http://kids.cric.or.jp/intro/01.html>
- <https://www.cric.or.jp/qa/hajime/index.html>
- <https://keiyaku-watch.jp/media/hourei/copyright/>
- [著作権とは | 日本弁理士会](#)
- [フリーソフトのフリーはどこまで指すの？～フリーソフトの著作権について～ | 行政書士クリアス法務事務所](#)
- [ライセンス契約（使用許諾契約）とは？種類・ロイヤリティの定め方などを分かりやすく解説！](#)

ご清聴ありがとうございました。